

## 令和2年第12回安芸市農業委員会定例会議事録

1. 開催日時 令和2年12月24日(木)午後1時30分から3時10分

2. 開催場所 安芸市役所 二階 会議室

3. 出席農業委員(12人)

会長	1番	内川 昭二
会長職務代理者	2番	野町 亜理
会長職務代理者	3番	大久保暢夫
	4番	川島 一義
	6番	野村 勉
	7番	樋口 なぎさ
	8番	西岡 秀輝
	9番	有澤 節子
	10番	福本 隆憲
	11番	西岡 大作
	13番	栗山 浩和
	14番	小松 豊喜

4. 欠席農業委員(2人)

5番	千光士伊勢男
12番	山内 芳幸

5. 出席農地利用最適化推進委員(3人)

安芸	渡辺 禎宏
川北	小松 光正
穴内	長野 榮徳

6. 議事日程

報告第1号 農地法第3条の3第1項届出について  
議案第2号 農地法第3条許可申請について  
議案第3号 農地法第4条第1項許可申請について  
議案第4号 農地法第5条第1項許可申請について  
議案第5号 農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定について  
その他

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 大坪 浩久

事務局次長兼振興係長 長野 顕文  
事務局農地係長 岡田 元一

## 8. 会議の概要

議長 これより本日の会議を開きます。議事に入る前に事務局が諸般の報告をいたします。

事務局長 本日の出席状況を報告いたします。委員定数14人、出席者数12人です。欠席委員は、5番千光士伊勢男、12番山内芳幸委員で、所用のため欠席との届出がございました。

次に事務の概要報告をいたします。

11月30日、12月21日に、高知市で高知県農業会議常設審議会が開催され、岡田係長が出席しております。

以上で、事務の概要報告を終わります。

議長 本定例会の日程は、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしと認めます。よって本定例会の日程は本日1日と決定いたします。

会議規則第21条第2項の規定により、議事録署名委員に有澤節子委員及び西岡大作委員を指名いたします。

それでは、報告第1号、農地法第3条の3第1項届出について、事務局が説明をいたします。

事務局(長野) 議案書1ページになります。

報告第1号、農地法第3条の3第1項届出についてですが、今回は3件届出が出ています。相続等で農地の権利を取得した者は、農地が所在する市町村の農業委員会に届出しなければならなくなっているものです。

届出番号1番です。権利取得者は議案書に記載のとおりです。届出地は、記載のとおり井ノ口乙の25筆で、面積は全部で8,370.39㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

届出番号2番です。権利取得者は議案書に記載のとおりです。届出地は、記載のとおり赤野甲、乙の24筆で、面積は全部で6,460.83㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

届出番号3番です。権利取得者は議案書に記載のとおりです。届出地は、記載のとおり下山の11筆で、面積は全部で3,522㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はござい

ません。

以上でございます。

議長 ただいまの報告第1号について、質問、意見等がございましたらお願いします。

(発言等なし)

議長 質問、意見等がないようでしたら、これは、報告案件ですので、了解していただきたいと思います。

続きまして、議案第2号、農地法第3条許可申請についてを議題とし、事務局が説明いたします。

事務局(長野) 議案第2号、農地法第3条許可申請について説明いたします。

議案書は8ページです。

まず、申請番号1番です。

譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり川北乙の1筆で、地目は田で、面積は89㎡です。

売買による所有権移転の申請で玉ねぎを作付する予定をしております。所在地につきましては、9ページに地図がございます。

江川の葛岡の動物病院の東にある天正山の山の途中の農地です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

農地法第3条第2項各号の判断につきましては、事前に送付しておりますA3サイズの農地法第3条の調査書に記載してあるとおりです。

なお、写真を見てももらったら分かると思いますが、現況が耕作放棄地でありますので、耕作放棄地復旧・解消計画を提出していただきました。その計画どおり作業を行い、放棄地が解消され、来年の9月に玉ねぎを作付する予定であります。

また、譲受人が所有する農地の中に耕作をしていない場所があるため、農地維持管理計画書を提出してもらいました。その計画どおり作業を行うことにより改善することが見込まれます。

これらのことから、この申請につきましては農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。なお、現地につきましては12月11日に西岡秀輝委員、樋口なぎさ委員、中平秀一委員、12月15日に内川昭二会長、野町亜理委員、大久保暢夫委員に確認していただきました。

以上で説明を終わります。

議長 現地確認委員の報告を申請番号1番は私が行います。野町亜理委員、大久保暢夫委員、西岡秀輝委員、樋口なぎさ委員、お願いします。

1 内川委員 12月15日に長野君と野町亜理委員と大久保暢夫委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

2 野町委員 12月15日に長野さんと内川昭二委員と大久保暢夫委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

3 大久保委員 12月15日に長野君と内川昭二委員と野町亜理委員と確認してき

ました。説明どおり間違いありません。

8番西岡委員 12月11日に長野さんと樋口なぎさ委員と中平秀一委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

7番樋口委員 12月11日に長野さんと西岡秀輝委員と中平秀一委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

議長 それでは、審議をお願いします。

(発言等なし)

議長 別になければ、採決いたします。議案第2号、農地法第3条許可申請については原案どおり認め、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長 はい、賛成多数です。よって議案第2号、農地法第3条許可申請は、原案どおり認め、許可することに決定いたしました。

続きまして、議案第3号、農地法第4条第1項許可申請についてを議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局(岡田) 議案第3号の農地法4条申請について説明いたします。今回は2件申請が提出されております。

議案書は10ページをご覧ください。まず申請番号1番です。

申請者、申請地は議案書に記載のとおり、井ノ口乙で、地目は田、面積は240㎡、転用目的は農業用倉庫、資材置場の整備となっております。場所については11ページに地図を掲載しています。井ノ口郵便局の北側の農地となっております。

現地調査につきましては12月14日に大久保暢夫委員、小松昌平委員にさせていただきました。現地の写真もお配りしますので、ご確認ください。

次に農地転用許可基準についてですが、別紙のA3サイズの農地法第4条調査書でご説明いたします。

1の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分は第3種の農地であると判断しています。理由は、街区の面積に占める宅地の割合が40%を超える区域内的の農地であるためです。(約69%)

続きまして2の一般基準についてご説明いたします。

検討事項①の理由についてですが、当該申請地の隣地が自己所有農地であり農作業の効率から、当該申請地が最も適していると考えて選んだというものです。また、農業用倉庫については既に建築して利用しています。転用手続きが必要だとは知らなかったとのことで、経緯を説明する始末書が添付されています。他に適した用地が無いことから当該申請地を申請することがやむを得ないと認められます。

資力や信用につきましては、既設のため、費用は発生しません。

遅滞なく転用が行われるかにつきましては、現地調査、申請書類確認の結果、転用は確実に行われると判断いたします。

計画面積の妥当性につきましては、土地利用計画図が提出されていて、農業用倉庫、資材置場として転用面積が妥当であると判断いたします。

周辺農地への支障につきましてご説明します。当該申請地の東側は自己所有の農地であり、西側は今回同時に5条申請した進入路用地であります。南側は自己所有の農地であり北側は自己住宅のある宅地であります。また、排水を生じる施設はありません。これらのことから転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断いたします。

特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施行地ではありません。

申請地に係る土地と都市計画との関係につきましては、都市計画区域外となっています。

申請地に係る土地と農業振興地域整備計画との関係につきましては、農業振興地域内ですが、農用地区域外となっています。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、転用計画は許可相当であると判断いたします。

次に申請番号2番です。

申請者、申請地は議案書に記載のとおりで、東浜で、地目は田、面積は全部で1,148.12㎡、転用目的は自己住宅及び農業用倉庫の建築です。

場所は12ページに地図を掲載しています。花園町のコメリの東の方にある農地となっております。現地調査については12月14日に川島一義委員、渡辺禎宏委員にさせていただいております。現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

次に農地転用許可基準についてですが、別紙のA3サイズの農地法第4条調査書でご説明いたします。

1の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分は、第2種農地であると判断しています。理由は、鉄道の駅（土佐くろしお鉄道ごめんなはり線安芸駅）から概ね500m以内にある農地であるためです。

続きまして2の一般基準についてご説明いたします。

検討事項①の理由についてですが、自己住宅及び農業用倉庫が高速自動車道安芸道路の建設用地になり移転が必要になったというものです。用地買収後も残る北側の一部居宅と一体的に利用するため当該申請地への移転が最適であるとのことです。また、当該申請地には北側居宅の一部が農地法の手続きを行わないまま建築されていることが判明し、始末書等の必要な手続きを指示しています。他に適した用地が無いことから、当該申請地を申請することがやむを得ないと認められます。

資力や信用につきましては、損失補償に関する資料を確認し、資金面で問題はないと判断いたします。

遅滞なく転用が行われるかにつきましては、現地調査、申請書類確認の結果、転用は確実に行われると判断いたします。

計画面積の妥当性につきましては、土地利用計画図が提出されていて、自己住宅及び農業用倉庫建築用地として転用面積が妥当であると判断いたします。

周辺農地への支障につきましてご説明します。当該申請地の東側は自己所有の農地であります。西側は農地でありますが隣地同意書が提出されています。南側は自己所有の農地であり、北側は自己住宅のある宅地及び高速自動車道安芸道路の建設用地であります。生活排水は浄化槽で浄化した後に西側の市道側溝に排水する計画であり、雨水は自然浸透により処理するほか、建物への降雨については生活排水と同様に西側市道側溝に排水する計画であります。これらのことから転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断いたします。

特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施行地ではありません。

申請地に係る土地と都市計画との関係につきましては、都市計画区域内となっています。

申請地に係る土地と農業振興地域整備計画との関係につきましては、農業振興地域内ですが、農用地区域外となっています。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、転用計画は許可相当であると判断いたします。

以上でございます。

議長 現地確認委員の報告を、申請番号1番は大久保暢夫委員、申請番号2番は川島一義委員、お願いします。

2番大久保委員 12月14日に岡田君と小松昌平委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

4番川島委員 12月14日に岡田君と渡辺禎宏委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

議長 それでは、審議をお願いします。

(発言等なし)

議長 別になければ、採決いたします。議案第3号、農地法第4条第1項許可申請については原案どおり認め、進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 はい、全員賛成です。よって、議案第3号、農地法第4条第1項許可申請については原案どおり認め、進達することに決定いたしました。

続きまして、議案第4号、農地法第5条第1項許可申請についてを議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局(岡田) 議案第4号の5条申請について説明いたします。今回は4件申請が提出されております。

議案書は13ページをご覧ください。まず申請番号1番です。

譲渡人、譲受人、申請地は議案書に記載のとおりで、東浜で、地目は田、面積は全部で1,091.02㎡、転用目的は歯科医院の建築となっております。

現地調査につきましては12月14日に川島一義委員、渡辺禎宏委員にいただきました。現地の写真もお配りしますので、ご確認ください。場所については15ページに地図を掲載しています。移転してきた安芸クリニックの北西にある農地となっております。

次に農地転用許可基準についてですが、別紙のA3サイズの農地法第5条調査書でご説明いたします。

1の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分は、第2種農地であると判断しています。理由は、鉄道の駅（土佐くろしお鉄道ごめんなはり線安芸駅）から概ね500m以内にある農地であるためです。

続きまして2の一般基準についてご説明いたします。

検討事項①の理由についてですが、安芸市出身であり出身地で歯科医院を開業したいと以前から考えていたところ地元関係者から当該申請地の紹介を受けたとのこと。近隣にはクリニックや薬局があり利用者の利便性から検討した結果、当該申請地が適地であると考えたとのこと。他に適した用地が無いことから当該申請地を申請することがやむを得ないと認められます。

資力や信用につきましては、転用事業者のほか、その配偶者及び両親が融資することで賄う計画であります。預貯金通帳、金融機関の残高証明書を確認し、資金面で問題はないと判断いたします。

遅滞なく転用が行われるかにつきましては、現地調査、申請書類確認の結果、転用は確実にされると判断いたします。

計画面積の妥当性につきましては、土地利用計画図が提出されていて、歯科医院の建築用地として転用面積が妥当であると判断いたします。

周辺農地への支障につきましてご説明します。当該申請地の東側及び西側は農地であります。隣地同意書が提出されています。南側は市道を挟んで農地であります。隣地同意書が提出されています。北側は高速自動車道安芸道路の用地であります。生活雑排水は南側市道下の下水道に接続して排水し、雨水は集水桝を経由して南側の市道側溝に排水する計画であります。なお、栃ノ木堰土地改良区からは当該転用計画について異議がない旨の意見書が提出されています。これらのことから転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断いたします。

特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施行地ではありません。

申請地に係る土地と都市計画との関係につきましては、都市計画区

域内となっています。

申請地に係る土地と農業振興地域整備計画との関係につきましては、農業振興地域内ですが、農用地区域外となっています。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、転用計画は許可相当であると判断いたします。

次に申請番号2番です。

譲渡人、譲受人、申請地は議案書に記載のとおりで、井ノ口乙で、地目は田、面積は62㎡、転用目的は車庫の建築です。

場所は16ページに地図を掲載しています。先ほど審議していただきました議案第3号申請番号1番の西に隣接している農地となっております。現地調査については12月14日に大久保暢夫委員、小松昌平委員にさせていただいております。現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

既設案件となっております、写真を見ていただいて、お分かりと思いますが、既に転用をしており、始末書を付けたうえの申請となっております。

次に農地転用許可基準についてですが、別紙のA3サイズの農地法第5条調査書でご説明いたします。

1の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分は第3種の農地であると判断しています。理由は、街区の面積に占める宅地の割合が40%を超える区域内的の農地であるためです。（約69%）

続きまして2の一般基準についてご説明いたします。

検討事項①の理由についてですが、北側に隣接する自己住宅の車庫として既に建築済であった当該申請地の車庫を購入し、自己住宅と一体的に利用していたが転用手続きが必要だとは知らなかったとのことです。そのため、経緯を説明する始末書が添付されています。他に適した用地が無いことから、当該申請地を申請することがやむを得ないと認められます。

資力や信用につきましては、残高証明書を確認し、資金面で問題はないと判断いたします。

遅滞なく転用が行われるかにつきましては、既設事業であり、転用は完了しています。

計画面積の妥当性につきましては、土地利用計画図が提出されていて、車庫の建築用地として転用面積が妥当であると判断いたします。

周辺農地への支障につきましてご説明します。当該申請地の東側は宅地であり、西側は県道を挟んで自己所有の農地となっています。南側も自己所有の農地であり、北側は自己住宅のある宅地であります。また、排水を生じる施設の設置はありません。これらのことから転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断いたします。

特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施行地で

はありません。

申請地に係る土地と都市計画との関係につきましては、都市計画区域外となっています。

申請地に係る土地と農業振興地域整備計画との関係につきましては、農業振興地域内ですが、農用地区域外となっています。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、転用計画は許可相当であると判断いたします。

次に申請番号3番です。

譲渡人、譲受人、申請地は議案書に記載のとおりで、井ノ口乙で、地目は田、面積は43㎡、転用目的は進入路の整備です。

場所は16ページに地図を掲載しています。申請番号2番の南に隣接している農地となっております。現地調査については12月14日に大久保暢夫委員、小松昌平委員にさせていただいております。現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

既設案件となっております、写真を見ていただいて、お分かりと思いますが、既に転用をしており、始末書を付けたうえの申請となっております。

次に農地転用許可基準についてですが、別紙のA3サイズの農地法第5条調査書でご説明いたします。

1の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分は第3種の農地であると判断しています。理由は、街区の面積に占める宅地の割合が40%を超える区域内的の農地であるためです。（約69%）

続きまして2の一般基準についてご説明いたします。

検討事項①の理由についてですが、東側にある自己所有農地及び自己住宅への進入路として整備して利用していたが転用手続きが必要だとは知らなかったとのことです。そのため、経緯を説明する始末書が添付されています。他に適した用地が無いことから、当該申請地を申請することがやむを得ないと認められます。

資力や信用につきましては、預金通帳の写しを確認し、資金面で問題はないと判断いたします。

遅滞なく転用が行われるかにつきましては、現地調査、申請書類確認の結果、転用は確実にされると判断いたします。

計画面積の妥当性につきましては、土地利用計画図が提出されていて、進入路の整備用地として転用面積が妥当であると判断いたします。

周辺農地への支障につきましてご説明します。当該申請地の東側は自己所有の農地であり、西側は県道を挟んで譲渡人所有の農地となっています。南側も譲渡人所有の農地であり、北側は宅地であります。また、排水を生じる施設の設置はありません。これらのことから転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断いたします。

特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施行地で

はありません。

申請地に係る土地と都市計画との関係につきましては、都市計画区域外となっています。

申請地に係る土地と農業振興地域整備計画との関係につきましては、農業振興地域内ですが、農用地区域外となっています。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、転用計画は許可相当であると判断いたします。

次に申請番号4番です。

譲渡人、譲受人、申請地は議案書に記載のとおりで、土居で、地目は田、面積は全部で14,696.56㎡、転用目的は市役所庁舎の建設です。

現地調査については12月15日に内川昭二会長、野町重理委員、大久保暢夫委員、福本隆憲委員、入交大輔委員にさせていただいております。場所は17ページに地図を掲載しています。現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

次に農地転用許可基準についてですが、別紙のA3サイズの農地法第5条調査書でご説明いたします。

1の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分は第1種農地であると判断しています。理由は、10ha以上の集団農地であるためです。

第1種農地につきましては原則転用不許可であります。市役所の庁舎については公共性があるということで、農地法施行令第11条第1項第2号ホの例外規定が適用できると考えております。

続きまして2の一般基準についてご説明いたします。

検討事項①の理由についてですが、現在の市役所庁舎は最も古い建物が昭和34年築であり老朽化による安全面での問題を抱えています。また、南海トラフ地震に対する対策の不足などから津波被害を受けない場所への移転が喫緊の課題であります。市内の非農地、第3種農地、第2種農地を検討しましたが要件を満たす適地がなく、また安芸市新庁舎建設地検討委員会の答申からも津波による被害を受けない当該申請地周辺の地域が移転候補地として妥当とされ、答申のあった地域でさらに3つの候補地を検討した結果、当該申請地が市民サービスの維持や市民の安全・安心の確保の面から最適と判断し、平成31年3月には市議会で移転条例が可決されました。他に適した用地が無いことから、当該申請地を申請することがやむを得ないと認められます。

資力や信用につきましては、市予算資料を確認し、資金面で問題はないと判断いたします。

遅滞なく転用が行われるかにつきましては、現地調査、申請書類確認の結果、転用は確実に行われると判断いたします。

計画面積の妥当性につきましては、土地利用計画図が提出されていて、市役所庁舎の建設用地として転用面積が妥当であると判断いたします。

周辺農地への支障につきましてご説明します。当該申請地の西側、南側、県道を挟んだ東側及び北側は農地であります。隣地同意書が提出されています。生活雑排水は東側県道下の下水道に接続して排水し、雨水は場内水路及び新設する水路を経由して南西部に設置する調整池に排水し、ここから定量を南側水路に放流します。この調整池は開発基準による調節容量の約1.5倍を貯留できるもので大雨の際にも排水先に現在以上の負荷をかけない設計になっています。庁舎は3階建であるが、敷地の北側（そのさらに北側は県道である）に配置することとし周囲の農地への日照面での影響を最小限に抑える計画であります。なお、栃ノ木堰土地改良区からは当該転用計画について異議がない旨の意見書が提出されています。これらのことから転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断いたします。

特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施行地ではありません。

申請地に係る土地と都市計画との関係につきましては、都市計画区域外となっています。

申請地に係る土地と農業振興地域整備計画との関係につきましては、農業振興地域内ですが、農用地区域外となっています。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、転用計画は許可相当であると判断いたします。

後、財産管理課の職員が出席しておりますので、補足するところがあれば説明をお願いします。

以上でございます。

議長

現地確認委員の報告を、申請番号1番は川島一義委員、申請番号2番、3番は大久保暢夫委員をお願いします。申請番号4番は私が行います。野町亜理委員、大久保暢夫委員、福本隆憲委員、をお願いします。

4番川島委員 12月14日に岡田君と渡辺禎宏委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

3番大久保委員 12月14日に岡田君と小松昌平委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

1番内川委員 12月15日に長野君と岡田君と野町亜理委員と大久保暢夫委員と福本隆憲委員と入交大輔委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

2番野町委員 12月15日に長野君と岡田君と内川昭二会長と大久保暢夫委員と福本隆憲委員と入交大輔委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

3番大久保委員 12月15日に長野君と岡田君と内川昭二会長と野町亜理委員と福本隆憲委員と入交大輔委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

10番福本委員 12月15日に長野君と岡田君と内川昭二会長と野町亜理委員と大

久保暢夫委員と入交大輔委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

議長            それでは、審議をお願いします。  
                  (発言等なし)

議長            別になければ、採決いたします。議案第4号、農地法第5条第1項許可申請については原案どおり認め、進達することに賛成の方は挙手をお願いします。  
                  (挙手全員)

議長            はい、全員賛成です。よって、議案第4号、農地法第5条第1項許可申請については原案どおり認め、進達することに決定いたしました。  
                  続きまして、議案第5号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定についてを議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局(長野) 議案第5号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定について説明いたします。議案書は18ページになります。

申請番号1番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり赤野甲の農地1筆で、地目は田で、面積は849㎡です。水稻を栽培しており、10年間の賃貸借契約をし、賃借料は8,000円の条件で更新する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、21ページの左に地図がございます。赤野のレストラン矢流の北東にある農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては、事前にお配りしていますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

申請番号2番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり赤野甲の農地1筆で、地目は田で、面積は1,164㎡です。

申請番号3番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり赤野甲の農地1筆で、地目は田で、面積は285㎡です。

申請番号2番、3番ともにナスを作付しており、5年間の賃貸借契約をし、賃借料は10a当たり米6俵代の条件で更新する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、21ページの右に地図がございます。赤野の太夫屋地集落の南西にある八流地区ほ場整備区域内に位置する農地です。

申請番号2番と3番は借受人が同じなので農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては、一緒に判断しますが、事前にお配りしていますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

申請番号4番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり伊尾木の農地2筆で、地目は田で、面積は全部で1,922㎡

です。

オクラとナスを作付する予定をしており、10年間の賃貸借契約をし、賃借料は30,000円の条件で新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、22ページの左に地図がございます。土佐くろしお鉄道伊尾木駅の西で、清水産業の土場の北にある農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては、事前にお配りしてありますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号5番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり川北甲の農地1筆で、地目は田で、面積は1,341㎡です。水稻を作付する予定をしており、5年間の賃貸借契約をし、賃借料は10a当たり米1俵代の条件で新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、22ページの右に地図がございます。高知県農協あき東支所の西に位置する農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては、事前にお配りしてありますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

申請番号6番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり東浜の農地1筆で、地目は田で、面積は1,071㎡です。水稻を栽培しており、5年間の賃貸借契約をし、賃借料は10a当たり米1.5俵代の条件で更新する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、23ページの左に地図がございます。土佐くろしお鉄道安芸駅の北東にある農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては、事前にお配りしてありますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

申請番号7番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり井ノ口甲の農地1筆で、地目は田で、面積は1,839㎡です。

申請番号8番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり井ノ口甲の農地1筆で、地目は田で、面積は814㎡です。

申請番号7番、8番ともに水稻を栽培しており、3年間の賃貸借契約をし、賃借料は10a当たり米1俵代の条件で更新する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、23ページの右に地図がございます。井ノ口葉タバコ生産組合協同乾燥場の南東にある井ノ口地区ほ場整備区域内の農地です。

申請番号7番と8番は借受人が同じなので農業経営基盤強化促進法

第18条第3項の各号の判断につきましては、一緒に判断しますが、事前にお配りしていますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

申請番号9番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり井ノ口乙の農地2筆で、地目は畑で、面積は全部で353㎡です。

ユズを栽培しており、3年間の賃貸借契約をし、賃借料は10,000円の条件で更新する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、24ページに地図がございます。井ノ口松原集落に隣接している石神社の南にある農地と井ノ口宮ノ上集落の南にある小谷川の南の農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては、事前にお配りしていますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

申請番号10番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり井ノ口甲の農地3筆で、地目は田で、面積は全部で2,149㎡です。ナスを栽培しており、10年間の賃貸借契約をし、賃借料は10,000円の条件で更新する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、25ページに地図がございます。井ノローノ宮集落の東で、岩崎弥太郎生家駐車場の南にある農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては、事前にお配りしていますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

申請番号11番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり井ノ口甲の農地3筆で、地目は田で、面積は全部で2,053㎡です。

ナスを栽培しており、3年間の賃貸借契約をし、賃借料は10a当たり米6俵代の条件で更新する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、25ページに地図がございます。申請番号10番の南東に位置する農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては、事前にお配りしていますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

申請番号12番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり土居の農地1筆で、地目は田で、面積は1,221㎡です。水稻を栽培しており、5年間の賃貸借契約をし、賃借料は米現物0.5俵の条件で更新する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、26ページの左に地図がございます。土居上中集落の東の土居春日のほ場整備区域内にある農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては、事前にお配りしていますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

申請番号13番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり僧津の農地1筆で、地目は田で、面積は1,703㎡です。

申請番号14番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり僧津の農地1筆で、地目は田で、面積は1,001㎡です。

申請番号15番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり僧津の農地1筆で、地目は田で、面積は702㎡です。

申請番号13番から15番は葉タバコを栽培しており、1年間の賃貸借契約をし、賃借料は10a当たり米3俵代の条件で更新する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、26ページの右に地図がございます。僧津集落の北にある僧津地区ほ場整備区域内の農地です。

申請番号13番から15番は借受人が同じなので農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては、一緒に判断しますが、事前にお配りしていますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

申請番号16番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり僧津の農地2筆で、地目は田で、面積は全部で2,792㎡です。水稻を栽培しており、5年間の賃貸借契約をし、賃借料は10a当たり米現物1俵の条件で更新する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、26ページの右に地図がございます。申請番号13番の北に隣接する農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては、事前にお配りしていますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

申請番号17番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり土居の農地1筆で、地目は田で、面積は1,091㎡です。ナスを栽培しており、5年間の賃貸借契約をし、賃借料は10a当たり米5俵代の条件で更新する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、27ページに地図がございます。市役所新庁舎移転予定地の南に隣接する農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては、

事前にお配りしていますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

申請番号18番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり土居の農地1筆で、地目は田で、面積は615㎡です。水稲と野菜を栽培しており、3年間の使用貸借契約をし、賃借料は無償の条件で更新する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、27ページに地図がございます。土居の野良時計の西の方にある県道高台寺川北線沿いの農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては、事前にお配りしていますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次の申請番号19番は、農地中間管理事業を活用した案件となります。

貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり土居の農地2筆で、地目は田で、面積は全部で2,424㎡です。作物は転借人が水稲を作付けする予定をしており、5年間の賃貸借契約をし、賃借料は10a当たり5,000円の条件で新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、27ページに地図がございます。申請番号18番の南の方にある農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては、事前にお配りしていますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

以上、農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画調査書に記載してあるとおり、農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えます。

なお、現地につきましては、申請番号1番から3番は栗山浩和委員、長野榮徳委員、申請番号4番は内川昭二委員、黒岩榮之委員、申請番号5番は樋口なぎさ委員、中平秀一委員、申請番号6番は川島一義委員、渡辺禎宏委員、申請番号7番から11番は大久保暢夫委員、小松昌平委員、申請番号12番から19番は福本隆憲委員、入交大輔委員に確認していただきました。

以上でございます。

議長

現地確認委員の報告を、申請番号1番から3番は長野榮徳委員、お願いします。申請番号4番は私が行います。申請番号5番は樋口なぎさ委員、申請番号6番は渡辺禎宏委員、申請番号7番から11番は大久保暢夫委員、申請番号12番から19番は福本隆憲委員、お願いします。

長野推進委員 12月10日に長野君と栗山浩和委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

1番内川委員 12月15日に長野君と黒岩榮之委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

7番樋口委員 10月13日に長野さんと中平秀一委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

渡辺推進委員 12月14日に岡田君と川島一義委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

3番大久保委員 12月14日に岡田君と小松昌平委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

10番福本委員 12月15日に岡田君と入交大輔委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

議長 それでは、審議をお願いします。

(発言等なし)

議長 別になければ、採決いたします。議案第5号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定については原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 はい、全員賛成です。よって、議案第5号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定については原案どおり決定いたしました。

以上で、議案審議は終了いたしました。

それでは、その他の件について、事務局から説明いたします。

事務局(長野) 来月の定例会は1月22日の金曜日の午後1時30分より行いますので、出席をお願いします。

次回の定例会において、今年1月にも行いましたが、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議を行いますので出席を重ねてお願いします。

議長 以上で本日の定例会日程はすべて終了しました。